時事新報

第千三百四十二號
明治十九年七月卅一日 土曜日
舊丙戌七月朔日 (壬、辰)
日出午前四時五十一分 日入午後六時五十七分 月出午前五時零八分 月入午後七時四分
滿潮午前五時零八分 午後五時三十四分
(西暦一千八百八十六年)

時事新報定價

定價金三錢(○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢)○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓○ 但シ本社ヨリ直ニ郵送スル者ニ限ル

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	錢	八錢	七錢	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢二厘	五錢五毛
三十行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢

時事新報

去就進退を決すべし

我日本人が始めて西洋を知りし以來今に三十年日夜唯文明に進むと勉めて餘念あることなし左ればにや今日にて全國社會の面を見渡すに政事と云ひ學事と云ひ工事と云ひ技藝と云ひ文明進歩の證として數ふべきもの甚だ乏しからず日本は一個の日新國なりと云ふて其實を失はざるものと信ずるなり然るに此日新の社會に在りて獨り日新なること能はず只管舊守沈滯の實あるものは商工社會是なり明治の天地ハ天保の天地に異なり文明の社會は封建の社會よあらず世は漸く明治文明の世と改まりたるに獨り彼の商工社會中の一物も天保封建の遺物ならざるものあり會者の一部か文明の商工事なりと名づくべきものあり今商工者中最も銀行、鑛山、汽船運輸、貿易品直賣等の事を除して文明の商工事なりと云はんとする者もあらんかなれども我輩は此等れ新事業を見て其名譽と日本本來の商工者に歸すると能はず寧ろ之れと士族書生輩の功勞と爲て稱せんとするのみ唯此中にて貿易品直賣の一事に於ては士族書生輩の知らざる所多くして其實權は猶ほ本來純粹の商人の手中に在て存するの姿もあらんかなれども從來日本の所謂貿易商なる者は我開港の地に居留する外國商人に就て外國品を買取り內國品を賣渡して其せるに止まるものよして其手數の未開拙劣なる內國限りの小商賣にも及ばざるものあり我商社に輸出する外國品は何れの國何れの地に産し其地の相場は如何なるや我國品を輸出す內國品ハ何の用に供する爲めに何との地に持行き其地の相場は何程なるやなどいふが如き商賣上第一の緊要事に知らざるべからざる事も簡單なる事柄さへも商賣上に無用の事柄なりとして曾て其詮索を試むるなく唯居留外國商人の顔色如何を窺ふて賣買を決し其時代を踏ざるもの綿々たる實況を引取り商人社會の慣習に云ふと云ふも可ならん輸出國に流行する人相財産の小賣なれば無學無識無信の人にても事ちふ以て商員と稱し何ぞ斯る業務と稱して交際の商人あやと云ふと得んや古來近江伊勢の商人を呼んで大商人と稱せり封建未開の世の中に在ては此輩は此業を得たるものあらんなれども今日文明の眼を以て見れば此流の商人の爲す所寧ろ兒戲に類するの嫌ひなるを免かれず決して商人の眞面目を得たるものと云ふべからざるなり試みに見るべし嘉永開國以來三十年此流の商人よして何の爲す所ありしや何の文明の事業にして此流れ商人の管理するものありや多數の中或は一二の指を屈すべきものあるにあらざるべし唯我輩が今日までみれを見開するを得ざるを遺憾とするのみ第一流の商人にして既に斯の如しとすれば其他の見るに足らざるは當然の事と云て適當なるべし斯の如く商工社會は今の日新の時勢と相伴ふみと思はずといへども時勢の進歩は商工社會の因循を恕して故らに其進力を緩うするものにあらず近來は殊に進歩變化の著しきものなり又或は後日實に大變化を來さんとするの兆候ありて社會人事の忙はしき今日より甚だしきはなし東洋の國事は近年漸く西洋諸國の注意する所と爲り佛國は安南を取り英國は緬甸を滅し近日露國も支那の背後を廻りて朝鮮を併呑せんとするの勢あり或は東西に汽船の新航路を開き或は太平洋に電線を沈め或はパナマの地峽を開鑿し或は北米の鐵道組織中より一線を延べてベーリンの海峽に來らんとする等日本國外文明世界の進取進歩の迅速にして時勢の日よ變遷し又た切迫し來ると共に日本國内の氣運も近來大に進歩變遷し全國人心の向ふ所單に政事上の改良を希望するのみならず社會上一切の事物を改良せんとして熱心し往々みして進歩の跡の見るべきものあり國會開設は三年の後に在り全國開放內地雜居は時運既に熟し今より三四年と出でざるに其實行を見るべく鐵道ハ一寸も長からんみとを欲して到る處に其工事を急ぎ衣食住改良論は全國を風靡して洋服洋食の流行甚だしく英語ハ都鄙に行はれて第二の日本國語たらんとするの形勢を示し等歷々目前に進歩と見ると同時よ後來の大變化を醸するの兆候國內に充滿せるを認むべし斯る時勢に際しながら彼れ商工社會の人々ハ尚ホ依然として祖先傳來の舊慣を固守し安然世と渡るみとを得べしと信ずるが如き有樣あるは甚だ不審なり本來の商人何程世界の事に不通なりといふともマサカ日本國內の事物にまで不明なるの理あるべからず一家一身よ適切なる利害の在る所彼等既にこを熟考してこれに應ずるの策を求めたるに相違なかるべしといへども其未だ所業に現はれずして明治の今日天下唯天保の商人を見るのみれ觀あるハ蓋し商工者の臆病心十分心に悟る所あるも未だこれを事に施すの勇なきによりて然るものならん文明開化の今の亂世に當り一歩を誤まる者は終生の悔を遺す商工社會諸氏が念に念を入れて遂に臆病人の名を取りしは強ち咎むべからざるが如しといへども用心臆病にも自から其程限あるものにして若し其限を超過すれば徒らに身に禍するに過ぎざるのみ臆病も人に笑はるるーの編は尚やみれを救ふの望みあり一旦人に棄れまるゝの日本に迴りて已時機既に去りて回復の望みなき開化日新の今日猶んで文明の世界に幾んか退いて天保の遺業に死せんか我國本來の商工者は目下早く思案して去就を決すべき時節なるべし

官報

●虎列刺

流行地	月日	新患	新舊死亡
神奈川縣横濱區	七月廿八日	六十五人	六十一人
大阪府	同	百九十六人	百六十人
但シ四區西成郡ニ新患百八人新舊死亡八十七人			
京都府	同	九人	五人
但シ上下兩京區ニ新患八人新舊死亡四人			
兵庫縣	同	四十六人	四十一人
但シ神戸區ニ新患十四人新舊死亡九人			
和歌山縣	同	三十五人	二十七人
愛媛縣	同	五十五人	二十八人
三重縣	同	七人	九人
富山縣	七月二十七日	百十八人	六十人
合計		新患四百十三人	新舊死亡三百三十一人

○流行地外虎列刺 北海道去る二十六日二十八日新患四人、新舊死亡二人」新潟縣去る十七日より二十三日迄新患二百四十一人、死亡七十人」群馬縣昨二十九日新患一人」千葉縣去る十六日より二十七日迄新患十一人、內死亡五人」山梨縣去る十八日より二十四日迄新患十三人、新舊死亡五人」宮城縣去る二十六日新患一人」青森縣去る二十七日二十八日新患四人、新舊死亡三人」埼玉縣一昨二十八日新患二人」栃木縣一昨二十八日新患一人」長野縣去る二十七日新患四人、新舊死亡三人」愛知縣去る二十五日二十六日新患十五人、死亡十一人」三重縣一昨二十八日新患三人死亡一人」岐阜縣一昨二十八日新患二人、內一人死亡」石川縣去る二十日より二十三日迄新患二十四人、新舊死亡十人」德島縣去る二十七日新患四人」佐賀縣去る二十七日新患十人、新舊死亡三人」島根縣一昨二十八日新患十四人、死亡五人あり

(以上本年七月三十日官報)

雜報

○殖民地委員英國女皇を饗す 英國女皇ヴヰクトリア陛下ハ本月八日目下倫敦にて開會中なる殖民地及印度領地物產博覽會の爲め各殖民地より出張したる委員の招きに應じウヰンゾル宮よ行幸あり當日の來賓には皇太子及皇妃、カンノート公御夫婦を始め總ての皇族も來られ午餐を終りたる後女皇陛下には來賓一同よ御面會ありて還御あらせられたるよし然るよ女皇陛下のかゝる席よ親臨せられしとは今代とありてハその例なき事なると以て倫敦交際社會にては彼是と評し合へるよしなり

○ダブリンの騷動 本月五日の夜の事なりとか愛蘭ダブリン府よて一の騷動を引起したる顛末を聞くに同日カゾリック教徒が行列をなして同地なる保守黨の職工協會堂の前を通行せ之に折しも同會ホ集りたる大勢の職工どもはこの体と看て手よ手に空瓶を窓より投出して行列と攻擊したるに今宗徒の方にても忽ち石を以て之に應戰し暫時の間挑み戰ひし中に亂暴にも職工の方よりは短銃を發したる騷動に府內の巡査は此事を聞き大勢にて驅付々會堂を圍みて右の亂暴人を捕縛せり其場に斃れたるもの現に三人あり病院に送られたる負傷者は二十人許にして何れも瓶又は彈丸にて傷けられたるものなり右に付同府知事は布令を發して鎭靜そべき旨を諭告したるよ之よも拘はらず同夜市中にては人民群集となし其騷動一方ならざりしと翌日に至りウヰリヤム、ロバート ロング兄弟並に職工協會の會員なるアーナバルト クルーク、ハンクスの三人はカソリック宗徒に負傷せしめたる罪と以て告訴され其他の四人は皆な放免されたりといふ

○ハーチナント
領ハーチナント
ストン氏の愛
擧の時に至り
とは違ひ多少
の評判なりと
てより愛蘭の
りしもシルズ
目よ就ては其
は其間の交り
ーヅに出立す
の集會にもす
る事柄も一時
が爲め黨中の
メール新聞お

○歐洲のコレ
執に據地利及
付佛國より來
き旨を達せら
よれば同日ブ
八十八人、レシ
人、トルチーオ
り右に付農商
し觀しく患者

○甲州見聞の
地方に赴きた
る處と記して
ばざる人々の
東京より八王
れど道路は先
ば馬車に通行
を四時間に通
の險なり此間
頗る危險あり
許の處にて車
乘合中怪我せ
の兩三日前馬
轉覆を乘合せ
なる有樣なり
馬車の取締行
ヤ馬車の横行
意ありたきも
四里の間道路
に目今八王子
州境迄車道
所の橋梁未だ
甲州に入るや
と除く外馬車
至る間十三里
にして乘車に
併し馬車は馬
傍の北に非ず
橋梁の數少か
のなるが故柱
の趣向なり
るものあり
長三十六間
段を架し其間
柱は一本もあ
家屋の構造
京を出て丶甲
箭を見ざる
州杯の風とは
の家根は必ず
ては八ツ棟の
りの偉よて